

別紙(一)

即時抗告の理由

一 本件ネガファイルムの所持者は、抗告人ではなく、大阪府警察本部長である（被疑者写真取扱規則三条・四条）。

したがつて、被抗告人の本件申立ては理由がない。

二 検証物提示義務と職務上の秘密について

原決定は、「検証物提示義務は証人義務と同様の公法上の一般的協力義務であるから、検証物所持者は、正当な事由がないかぎり右提示を拒むことができないというべきところ、右提示義務は証人義務と同様の性質であるから、右提示義務についても民事訴訟法第二七二条の趣旨が類推され、検証物の提示によつて職務上の秘密を害する場合には、検証物所持者がその提出を拒む正当事由があるといえないではない。」と一応妥当な解釈をされているが、「本件では公務員個人に対して提示を求める場合ではない」とされ、抗告人大阪府のような地方公共団体には、民事訴訟法二七二条の趣旨の類推を否定されているようであるが、この解釈は誤つている。

そもそも同条の「職務上の秘密」とは、職務に関して知り得た事項で、これを公表することが公益を害する性質のものをいう。

これと関連する公務員の守秘義務は、国家公務員法一〇〇条、地方公務員法三四条等で規定されているが、地方公務員法の法意は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき公務員の根本的な服務義務から当然に生ずる義務であり、住民の信託を受けて公務の遂行にあたる公務員が住民個人の不利益となるような個人的秘密を公表したり、住民全体の不利益となるような公的秘密を公表したりすることは、公務の遂行を公務員に信託した住民の信頼を裏切ることになるからである。

この法意は、公務員個人が民事法廷に証人として出廷した場合にも、民事訴訟法二七二条でもつて尊重さ

れているのであるが、要は、公的秘密を公開することが問題とされるのであつて、その漏えい主体が、個人であれ、団体であれ問題とするところではない。

民事訴訟法二七二条は、証人義務の性質上、当然に自然人たる公務員個人を明記しているにすぎなく、同条の法意は、団体においても当然類推されるべきで、検証物提示義務における提示拒否の正当事由とされるべきである。

三 ネガフィルムは自己使用のために作成されたものである

本件ネガフィルムは、一般にフィルムそれ自体の証拠方法としての性質、したがつてまたそれが民事訴訟法三一二条の適用があるか否かについては問題のあるところであるが、被疑者写真は、刑事訴訟法二一八条二項を根拠として、被疑者を逮捕した警察署等において撮影し、その原板（ネガフィルム）は警察本部鑑識課に常時保管し、捜査の要求に応じ原板に基づき複製（印画紙に焼付け）、捜査目的に利用している。

被疑者写真制度とは、被疑者を撮影して写真票を作成し、これを全国的な組織資料として分類保管することによつて被疑者の割り出しや、写真による手配、モニタージュ写真の作成など犯罪捜査における個人識別

のために利用され、犯罪捜査にひろく活用される鑑識基礎資料であつて、もつぱら検証物所持者（被疑者写真取扱規則三条・四条）の自己使用のために作成されるものであつて、同制度の趣旨から犯罪捜査以外の目的に使用することはとうてい考えられず、庁外に持出すことは、その性質上許されないものである（疎乙第

一号証大阪高裁昭和五六年（ヲ）第一〇一号、昭和五六年四月六日第四民事部決定、判例時報一〇一五号四三）

四 刑事訴訟法四七条について

右四七条は、公判開廷前の訴訟書類は非公開を原則とし、「公益上の必要その他相当と認められる事由があつて、相当と認められる場合は」公開を許すと規定するのであるが、「相当」かどうかの決定権は、書類の保管者にあつて公開するか否かは保管者の自由裁量に属するものである。

五 本件ネガフィルムが「唯一の証拠」という点についての反論

不起訴記録を公開するに際しては、社会通念、条理、公平原則等に照らし、公開により損われる利益の重要性、これにより実現される利益の重要性の諸要素を考慮して決すべきであり、本件当時における原告の顔面の外傷の有無については、事件当時に原告と面接した警察官をはじめ、検察官、裁判官、拘留所の看守、医師その他の関係者が健在であり、同人らから外傷の有無につき真実の供述を得ることが十分期待できるのみならず、原告を特別公務員暴行陵虐致傷の告訴事件（不起訴）で告訴人として取調べた検察官が本件提示命令に係るネガフィルムからの陽画を原告に示した経緯があるという（昭和五七年一月一八日第二四回期日原告本人調書二一丁等）のであるから、当該写真について傷害の有無等の供述を得ることも可能である。したがつて、本件ネガフィルムを証拠として利用しなければ、原告の顔面の傷害の立証ができないような状況にはないし、現実にも原告は同人らを証人として尋問することによりその立証をし、目的を達成することができるのである。

六 結 語

よつて本件ネガフィルムの提示を命ずる原決定は、本件検証物に対する法的評価を誤り妥当を欠いたもの

であるから、速やかに却下せねばならぬ。

(別紙(一)省略)